

道路交通施行規則等の改正（9月1日施行）

特定二輪車

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車は二輪車とみなすこととする。

(内閣府告示)

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車は次のすべての要件をみたすものとする。

- ・ 3個の車輪を備えていること
- ・ 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること
- ・ 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリ未満であること
- ・ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること

前が二輪の三輪の自動車

- **運転には普通免許でなく、二輪免許が必要です。**

(ただし9月1日前に運転している場合には次の経過措置あり)

- ※ 9月1日から1年間、特例試験を受け、特定二輪車のみ運転することができる
二輪免許の取得が可能（試験は県公安委員会 総合交通センターにて実施）
- ※ それまでの間（最長1年間）は普通免許で運転が可能
- ※ 運転に際しては乗車用ヘルメットの装着が必要（9月1日以降）
- ※ 二輪車の運転経験が1年（高速道路を運転する場合は3年）未満の場合は、二人乗りをすることができない（ただし、三輪の自動車を運転していた期間を二人乗りの運転経験の期間に算入する経過措置あり）
- ※ 「二輪の自動車・原動機自転車通行止め」の標識が設置されている道路を通行することはできません。

特例試験の詳細はお住まいの都道府県警察にお問合せください

群馬県 総合交通センター 電話 027-253-9300